

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

平成31年3月1日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	土屋 大気
同	山口 圭一
同	神山 典子
同	梶 寿哉
同	播磨 武裕
同	竹森 真哉
被告	Y株式会社
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	松本 理平

主 文

- 1 被告は、原告に対し、226万2104円及びうち166万0107円に対する平成28年3月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、B（以下「B」という。）の債権者であり、Bの被告に対する不当利得返還請求権等について取立権を有するとする原告が、Bと継続的金銭消費貸借取引を行っていた貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「貸金業法」という。）所定の貸金業者である被告（平成24年7月1日の商号変更前の商号はC株式会社（以下「C」という。）であり、平成22年10月●日に貸金業者であるD株式会社（以下「D」という。）を吸収合併している。以下、特に注記なき限り上記合併及び商号変更の前後を問わず「被告」という。）に対し、同取引においてBが利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）所定の制限を超える利息を支払い過払金が発生したなどとして、Bの被告に対する不当利得返還請求権に基づき、過払金元金166万0107円の返還並びに同元金に対する平成28年3月8日までに発生した民法所定の年5分の割合による利息60万1997円及び翌同月9日から支払済みまで同割合による利息の各支払を求める事案である。

1 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者

被告は、貸金業法所定の貸金業者であり、Dも同法所定の貸金業者であった。（甲1、3）

(2) BとD及びCとの間の継続的金銭消費貸借取引

ア Bは、Cとの間で、平成10年3月5日、継続的金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結し、同日から平成22年6月1日までの間、同基本契約に基づき、Bが借主、Cが貸主として、別紙2「利息制限法に基づく法定金利計算書1」の「年月日」欄記載の年月日に、「借入金額」欄記載の金員の借入れをし、又は「弁済額」欄記載のとおり返済を行うなど、継続的金銭消費貸借取引を行った（以下「本件第1取引」という。）。（甲6、8）

イ Bは、Dとの間で、平成10年5月8日、継続的金銭消費貸借取引に係る基本契約を締結し、同月11日から平成22年8月24日までの間、同基本契約に基づき、Bが借主、Dが貸主として、別紙3「利息制限法に基づく法定金利計算書2」の「年月日」欄記載の年月日に、「借入金額」欄記載の金員の借入れをし、又は「弁済額」欄記載のとおり返済を行うなど、継続的金銭消費貸借取引を行った。（甲8、10）

ウ Bは、被告に対し、平成24年1月24日、20万円を支払った（ただし、同弁済が上記イの基本契約に基づく弁済として、一連の取引に含まれるか否かは当事者間に争いがある。以下、上記イ及びウの取引を併せて「本件第2取引」という。）。（甲11）

(3) 原告のBに対する租税債権

原告は、平成28年3月8日当時、別紙1租税債権目録1記載のとおり、Bに対し、合計265万8342円の租税債権を有していた。（甲4）

(4) 原告のBに対する差押え等

原告は、平成28年3月8日、上記（3）のBに対する租税債権を徴収するため、Bが被告に対して本件第1取引及び本件第2取引（以下「本件各取引」という。）において有したとする過払金の返還請求権及びこれに対する利息の支払請求権について、国税徴収法38条に基づく差押えをし、同差押えに係る通知が、同月10日、被告に送達された。（甲12の1・2、同13）

(5) 消滅時効の援用の意思表示

被告は、原告に対し、平成30年6月13日の本件第2回口頭弁論期日において、後記2（1）及び（2）の被告の各主張に係る消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

2 争点及び争点に関する当事者の主張の要旨

(1) 本件第1取引に係る一連計算の可否

（原告の主張）

本件第1取引は、いずれも同一の基本契約に基づいてされたものであるところ、同基本契約は、借入限度額を定めた包括契約を締結して、一度包括契約を締結した以上は、再び包括契約を締結するまでもなく極度額の範囲でいつでも自由にカードを利用して借入れできるのであり、借入残高が無くなっても包括契約が存続することが想定されており、いわゆる充当合意（過払金を、弁済当時存在する他の借入金債務に充当することはもとより、

弁済当時他の借入金債務が存在しないときでもその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意)を含むものと認められる。したがって、本件第1取引は、いずれも一連の取引であり、その消滅時効は完成していない。

(被告の主張)

本件第1取引は、平成16年10月26日に約定残高が零円になっているが、同時点でいわゆる充当合意はなく、取引は終了している。同日時点までの本件第1取引について生じた過払金返還請求権はいずれも平成26年10月26日の経過により消滅しているから、同消滅時効を援用する。

また、Bと被告との間の本件第1取引においては、平成18年5月19日にカード番号が異なる新しいカードが発行され、同カードに基づいて同月21日から取引を開始しており、このようなカード番号の変更があるときは、利用者によるカードの処分がされたと考えるのが自然であるから、同取引と平成16年10月26日までの取引とは事実上異なるから、一連計算をすることは許されない。

(2) 本件第2取引に係る一連計算の可否

(原告の主張)

本件第2取引は、いずれも同一の基本契約に基づいてされたものであるところ、同基本契約も、本件第1取引と同様、いわゆる充当合意を含むものと認められる。したがって、本件第2取引は、いずれも一連の取引であり、その消滅時効は完成していない。

(被告の主張)

ア 本件第2取引は、平成16年10月25日に約定残高が零円になっているが、同時点でいわゆる充当合意はなく、取引は終了している。同日時点までの本件第2取引について生じた過払金返還請求権はいずれも平成26年10月25日の経過により消滅しているから、同消滅時効を援用する。

イ 被告においては、本件第2取引に係る基本契約について、平成23年2月21日に貸倒処理を行い、契約終了の処理をしているところ、継続的な信頼関係が破壊されたものとして、契約の解約ないし解除を一方的に行ったものである。そして、同処理がされていることからすれば、平成24年1月24日の20万円の弁済は、基本契約に基づいてされたものではなく、貸倒金支払や任意整理として支払われたものとしか考えられず、同弁済には、法律上の原因によらない弁済ではない合理的な疑いがあるから、本件第2取引の一連計算から除外されるべきである。

(3) 悪意の受益者

(原告の主張)

貸金業者である被告は、本件各取引において、いわゆるみなし弁済の規定の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推定される。

また、原告が取立権を取得したのはBの被告に対する請求権を差し押さえた平成28年3月8日であり、その後速やかにその支払を請求しているから、その利息は被告の支払懈怠に基づくものであって、その利息の支払を求めることが信義誠実に反するとはいえない。

被告は、貸金業者であり、上記特段の事情は認められないから、悪意の受益者であるこ

とは明らかである。

(被告の主張)

原告が、利益率5%で資産運用をすることはできず、被告も、制限超過部分について有効な利息弁済とみなされるものと認識していたのであり、このことに加え、原告が、Bの税金滞納にもかかわらず、これを清算せず、過払金に利息が発生するにまかせていたのであり、そのような原告が、利息を請求することは、信義則に反し許されず、少なくとも、被告の悪意を原告において立証する必要がある。

また、いわゆるみなし弁済の成否は過払金の発生時が基準時となるところ、本件各取引において被告が現実に過払金の受領を開始した平成16年10月26日又は平成17年8月29日は、過払金返還請求権を行使し得ることが社会一般に広く知れ渡っていた時期であるから、被告において、Bが任意に弁済をしていると認識してもやむを得なかったといえる。

そして、被告においては、貸金業法43条1項が適用されるよう最大限の努力をし、多大な費用と事務的な手間をかけて業務体制を整備し、監督官庁の指導に従っていたのであり、当時、いわゆる超過利息を受領することが当然適法なものと考えていた。

以上から、本件各取引において、被告がいわゆる17条書面及び18条書面の交付があり、その弁済が任意にされたものと信じたことについてはやむを得ない事情があるといえ、いずれの取引においても悪意の受益者たり得ない。

(4) 本件各取引に係る和解契約の成否（抗弁）

(被告の主張)

Bは、平成22年8月頃から資金繰りが困難になり、平成24年1月頃、任意での債務整理を開始し、同年1月5日、被告との間で、本件第2取引の清算の相談をし、同日、和解契約を締結した（以下「本件和解契約」という。）。

本件和解契約は、被告がBに一括回収や差押えを行わない、利息等を放棄する一方、Bが被告に貸倒金の支払拒否や夜逃げ又は破産等といった債権の毀損行為を行わず、和解金53万9330円を分割支払（合計13回）することに加え、その基本契約の清算として過払金を清算するという内容も含まれている。

そして、Bは、平成24年1月24日、本件和解契約の内容に従って同月31日期限の分割金20万円を支払っている。

(原告の主張)

本件和解契約が締結された事実は認められない。本件和解契約に係る債務弁済和解書（乙13。以下「本件和解書」という。）には、「本書に定めるほかは、本件につき債権債務のないことを相互に確認する。」と記載されているが、Bが本件和解書の内容の各条項を確認し、その合意をしたことを立証しておらず、本件和解書の別の条項における分割金の支払がされたことをもって、上記清算条項を内容とする合意があったとはいえない。

また、Bと被告との間で本件和解契約が締結されているとしても、本件和解契約は民法上の和解契約ではない。本件和解契約の締結時にBの被告に対する約定債務額に争いがあったとはいえず、Bが被告から過払金の説明を受けたり、引き直し計算や取引履歴を開示されたりした事実も認められない。そうすると、Bと被告との間に争いがあったとはいえず、本件和解契約において、債務の残額や過払金請求権の金額を譲歩した事実も見当たらない。

したがって、本件和解契約の内容は、債務の返済方法を定める合意にとどまり、民法上の和解に当たらない。

(5) 本件和解契約が錯誤無効か否か（上記（4）の抗弁に対する再抗弁）

（原告の主張）

Bは、平成24年1月5日当時、過払金返還請求権の存在を認識しておらず、取引履歴の開示を求めず、法律専門家も関与していなかったのであり、過払金返還請求権の存否が争いの対象であったとは認められない。

仮に、Bが過払金返還請求権の存否につき争いが存在すると認識していたのであれば、本件和解契約を締結することはなかったのであるから、過払金返還請求権の存否について錯誤があり、要素の錯誤に当たるといえる。

（被告の主張）

本件和解契約においては、被告への債権毀損行為をせず任意弁済することを約し、被告は弁済期、弁済方法及び利息等を譲歩しているから、互譲の要件をみたす和解である。また、過払金返還債権は貸金債権と表裏の関係にあり、Bが過払金の概念を聞いたことがないとは考えられず、本件和解契約が任意の債務整理により法律関係の総合的な解決を図るものであることからすれば、和解金の支払を認めることは、過払金返還請求権の放棄を当然に含むものというのが相当であるし、少なくとも黙示的に含まれるものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点（4）（本件各取引に係る和解契約の成否）について

事案の性質上、本件第2取引に係る和解契約の成否について判断した後に、その余の争点を判断することとする。

(1) 被告は、Bと被告との間で、平成24年1月5日、本件第2取引について和解契約が締結されたところ、同和解条項には「本書に定めるほかは、本件につき債権債務のないことを相互に確認する。」との条項があることからすれば、本件第2取引について生じた過払金及び過払利息についても、それらの不存在を確認した旨主張する。

(2) しかし、証拠（甲11、16、乙12、13）及びによると、Bは、平成24年1月5日、被告に架電し、本件第2取引に係る約定債務残額の一括返済が困難であり、その分割支払の申出をし、その際、被告との間で、約定債務残額の総額に相当する53万9000円の支払に係る合意をしたこと、被告は翌同月6日に本件和解書をBに送付したこと、Bは、同月24日に本件第2取引に係る支払として20万円を被告に支払ったこと、Bは、同月当時、本件第2取引について過払金が発生していたという認識を有していなかったこと、本件和解書の清算条項には過払金や過払利息に係る請求権を対象とする文言がないことが認められる。かかる事実からすれば、Bと被告との上記合意においては、当事者間に過払金返還請求権の発生の有無をめぐって争いがあったという余地はなく、過払金や過払利息について何らかの譲歩があったとは認められず、当事者双方が上記合意に当たり過払金返還請求権の存否やその額について争いをやめたという余地もない。

かかる事情からすれば、Bと被告との間の上記合意は、本件第2取引によって生じるBの被告に対する過払金返還請求権や利息支払請求権を対象とするものではなく、本件第2取引に係る基本契約に基づく借入金債務が存在することを確認して、その弁済方法等について合意するものであるから、上記合意の効力によって、過払金返還請求権や過払利息支

払請求権が消滅することはなく、また、本件第2取引におけるBの借入金返還債務の存在やその金額が確定することもない。

(3) したがって、Bと被告との間で、本件第2取引について、民法上の和解が成立していた旨の被告の上記主張は採用できない。

2 争点(1)(本件第1取引に係る一連計算の可否)、(2)(本件第2取引に係る一連計算の可否)について

(1) 同一の貸主と借主との間で1個の基本契約に基づき、継続的に貸付けと返済が繰り返される金銭消費貸借取引において、借主がそのうちの1つの借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息を任意に支払い、この制限超過部分を元本に充当してもなお過払金が存する場合、この過払金は当事者間に充当に関する特約が存在するなど特段の事情がない限り、弁済当時存在する他の借入金債務に充当されると解するのが相当である。そして、当事者間に過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意(充当合意)がある場合には、過払金が発生した当時他の借入金が存在しなかったとしても、その過払金はその後が発生した新たな借入金債務に充当されるものといえることができる。

そこで検討するに、証拠(甲6ないし11)及び弁論の全趣旨によれば、本件各取引に係る基本契約は、借主が借入限度額の範囲内において繰り返し金員の借入れをすること、同基本契約は申出がない場合には期間満了時に自動更新され存続することを前提としており、本件各取引においても、その取引期間を通じて頻繁に借入れと返済が繰り返されていたことが認められる。

これらの事実によれば、Bと被告との間の基本契約は、金銭消費貸借取引を継続して行うことを前提に締結した基本合意であったといえるところ、継続的消費貸借取引においては、借主は、借入総額の減少を望み、複数の法律関係が発生するような事態を望まないのが一般であって、上記各契約を締結したBがこれと異なる希望を有していたことをうかがわせる証拠もない。他方、被告としては、原告が借入れをする際、他の返済方法を選択した将来の借入れが行われることも予定して同借入れに応じているのであるから、上記各基本契約に基づく金銭消費貸借取引において過払金が発生した場合には、当該過払金について、過払金発生時に存在する他の借入金債務に充当することはもとより、弁済当時借入金債務が存在していないときでもその後が発生する新たな借入金債務に充当することを了解していたものというべきであって、上記各基本契約についてもその旨の充当合意があったものと解するのが相当である。

(2) これに対し、被告は、本件第1取引においては、取引がされなかった空白期間があるところ、Bが空白期間に入る直前の取引において、その時点での約定利率に基づいて計算された残債務全額を完済したことや、取引再開直前に取引カードの再発行を受けていたことから、当該空白期間の前に発生した過払金は再開後の取引に充当されない旨主張する。

しかし、本件第1取引の空白期間においてカードの失効手続きがとられていたことをうかがわせる証拠はなく、空白期間の再開時にカードの再発行がされ、再発行されたカードに基づいてその後の取引が継続していた事情をもって、Bが本件第1取引における空白期間に入る直前の取引時に基本契約に基づく被告との間の継続的金銭消費貸借取引を継続する意思を有していなかったとは認められず、他に同事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、本件第1取引の空白期間経過時においていわゆる充当合意の効力が残存し

ていたものと認めることができる。

- (3) また、被告は、本件第2取引に係る平成24年1月24日の20万円の入金については、貸倒金回収契約、和解契約又は債務整理契約などの本件第2取引に係る基本契約以外の契約に基づく弁済であるとして、法律上の原因によらない弁済ではない合理的疑いがあり、これを一連計算に含めることができない旨主張する。

しかし、上記1(2)のとおり、Bと被告との間の上記合意は、Bと被告との間の本件第2取引に係る債務が存在することを確認して、その返済方法について合意したものと認められ、上記合意は単なる債務弁済契約であるから、その合意後の返済について、上記合意の成立をもって、その一連計算から除外する理由はない。

- (4) 上記(1)ないし(3)のとおり、本件各取引においてはいわゆる充当合意があると認められるところ、新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金及び過払金利息の支払を請求するとは想定し難いことからすれば、過払金返還請求権の行使について別段の定めをするなど特段の事情のない限り、本件各取引における過払金等返還請求権の消滅時効は、継続的金銭消費貸借取引が終了した時点(本件各取引終了時)から進行すると解するのが相当である。

そうすると、本件各取引についてはいまだ消滅時効期間が経過しておらず消滅時効が完成していないから、本件各取引に係る過払金及び過払金利息について消滅時効が完成している旨の被告の主張は採用できない。

- (5) 以上からすれば、Bと被告との間には、本件各取引において充当合意があったと認められるから、本件各取引の引き直し計算においては、一連の取引として計算するのが相当であるといえる。

3 争点(3)(悪意の受益者)について

- (1) 貸金業者が利息制限法所定の制限を超える部分を利息債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、民法704条の悪意の受益者であると推認される。

そして、本件全証拠によっても、貸金業者である被告において、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があると認めるに足りる事情は見いだせない。

したがって、被告は、Bとの間の取引について、悪意の受益者であると認められる。かかる利息支払義務は過払金が発生した時に発生すると解するのが相当であり、その利率は年5分の割合と解するのが相当である。

- (2) この点について、被告は、原告が上記利率により運用することができないこと、被告も制限超過部分について有効な利息弁済とみなされると認識していたこと、Bの滞納にもかかわらず、原告が清算せずに利息の支払を求めることが信義誠実に反するとか、被告の悪意を立証する責任を負担するなど主張する。

しかし、上記(1)のとおり、被告が上記特段の事情を有していたとは認められないところ、被告の主張する事実が仮に存在するとしても、原告が、Bの被告に対する不当利得返還請求権に対する取立権を行使するに当たり、その利息の支払までも求めることが信義誠

実に反するなどとはいえない。

4 小括

- (1) 以上を前提に被告がBについて負担する、本件第1取引の最後の取引日である平成22年6月1日における過払金及び同日までの過払金について生じた法定利息は、Bが弁済した金員について、利息制限法所定の制限を超える部分を元本に充当し、過払金が発生した場合には、次の取引日までの間、年5分の割合による利息を付し、過払金及びその利息が発生している時点で新たな借入れがあった場合には、過払金及び利息をこの新たな借入れの弁済に充当するものとして計算すると、別紙2「利息制限法に基づく法定金利計算書1」のとおりとなる。
- (2) また、被告がBについて負担する、本件第2取引の最後の取引日である平成24年1月24日における過払金及び同日までの過払金について生じた法定利息は、Bが弁済した金員について、利息制限法所定の制限を超える部分を元本に充当し、過払金が発生した場合には、次の取引日までの間、年5分の割合による利息を付し、過払金及びその利息が発生している時点で新たな借入れがあった場合には、過払金及び利息をこの新たな借入れの弁済に充当するものとして計算すると、別紙3「利息制限法に基づく法定金利計算書2」のとおりとなる。
- (3) そして、前記第2の1前提事実(3)及び(4)のとおり、原告は、Bに対する租税債権の徴収のため、上記(1)及び(2)のBの被告に対する不当利得返還請求権及び利息支払請求権の差押えをしたものと認められ、同請求権につき、国税徴収法67条1項に基づく取立権を有することが認められる。

第4 結語

よって、原告の請求は、いずれも理由があるからこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第14部

裁判官 小島 清二

別紙1から別紙3まで 省略